

公立大学法人前橋工科大学における授業料減免取扱基準に関する細則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学細則第18号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学授業料等の免除等に関する規則（平成25年規則第86号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、授業料の免除及び減額（以下「減免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法に基づく減免対象者の認定基準)

第2条 規則第4条第1項第1号の規定による授業料の減免認定は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）第9条及び第10条に規定する選考、支援法施行規則第12条に規定する学業成績の判定並びに支援法施行規則第13条に規定する収入額及び資産額等の判定に基づき行うものとする。

(学業成績の基準)

第3条 規則第4条第2項に規定する学業成績が優秀と認められる者は、別表の成績基準及び修得単位基準を満たすものとする。

(人物の基準)

第4条 規則第4条第2項に規定する人物が優秀と認められる者は、平常の学業等の態度が優秀であると認められるものとする。

(減免の基準)

第5条 規則第4条第1項第1号の規定を適用する者の条件及び授業料の減免は、次の各号に掲げる減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「支援法施行令」という。）第2条第2項に規定する減免額算定基準額をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免額算定基準額が100円未満の場合 免除
- (2) 減免額算定基準額が100円以上25,600円未満の場合 3分の2を減額
- (3) 減免額算定基準額が25,600円以上51,300円未満の場合 3分の1を減額
- (4) 減免額算定基準額が51,300円以上154,500円未満の場合 4分の1を減額

2 規則第4条第1項第2号の規定を適用する者（学生の属する世帯に所得の申告を行っていない等の理由により所得額の不明な者があるものを除く。）の条件及び授

業料の減免は、次に定めるとおりとする。

(1) 学費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者と認められる場合 免除

(2) 学費負担者が前号に掲げる場合以外の場合 学生の属する世帯の1年間の総所得金額（この号において「総所得金額」という。）がその世帯の生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算出して得た額（以下「基準所得金額」という。）を比較して次のとおりとする。

ア 総所得金額が基準所得金額の1.2倍以内の場合 減額

イ 総所得金額が基準所得金額の1.2倍を超える場合 減免なし

3 規則第4条第1項第3号の規定を適用する者の条件及び授業料の減免は、次に定めるとおりとする。

(1) 住宅が半壊又は半焼（水害にあつては、床上2m以内の浸水とする。ただし、床上に浸水しても居住又は営業に支障なしと認められたものは除く。）の被害を受けた場合 減額

(2) 前号に規定する被害を超える被害を受けた場合 免除

4 規則第4条第1項第4号の規定を適用する者は、授業料を免除する。

5 規則第4条第1項第5号に規定する者に係る授業料の減免については、第2項から前項までの規定を準用する。

（算定基準）

第6条 前条第2項の学生の属する世帯においては、大学に就学中の者は同一世帯として算定を行い、大学に就学中の者で別居しているものの級地認定は、主たる家計保持者の居住する級地にあわせて算定を行うものとする。

2 前条第2項の学生の属する世帯の1年間の総所得金額は、その世帯の所得の合計金額とし、その算定に当たっては、生活保護の認定における収入認定額の算定方法を準用する。この場合において、学生が単身世帯で独立して生計を営んでいても、1親等以内の親族がいればその親族の属する世帯全員の所得を、学生の属する世帯の所得に合算することとする。

3 前条第2項の基準所得金額は、生活保護法による保護基準に定められた額のうち、次のものを用いて学生の属する世帯に係る金額の年額を算出する。

(1) 一般生活費認定基準表の第1類及び第2類（冬季加算を含む。）

(2) その他の扶助基準表の期末一時扶助費、教育扶助、住宅扶助、出産扶助、葬祭扶助、加算関係の障害者加算、児童養育加算及び母子加算

（月割り計算）

第7条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「支援法」という。）に基づく授業料の減免において、次に掲げる場合の減免額は、月割

りにより計算する。

- (1) 生計維持者の家計が急変したことによる場合
 - (2) 授業料の減免を受けていた者が、減免の停止を求めた場合
 - (3) 停止された減免の扱いを再開する場合
- (その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、支援法に基づく授業料の減免に係る取扱い基準については支援法、支援法施行令及び支援法施行規則の定めるところにより、その他授業料の減免の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日細則第2号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月2日細則第1号）

この細則は、令和6年5月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 成績基準

区 分	基 準
学部	1年次後期については前期、2年次については1年次、3年次については1年次及び2年次、4年次については1年次、2年次及び3年次に修得した合計単位数のうち、S、A及びBの単位数が70%以上を占め、かつ、そのS、A及びBの単位数のうち、S及びAの単位数が2分の1以上であること。
大学院博士 前期課程	1年次後期については前期、2年次については1年次に修得した合計単位数のうち、A及びBの単位数が70%以上を占め、かつ、そのA及びBの単位数のうち、Aの単位数が2分の1以上であること。
大学院博士 後期課程	(1) 1年次前期 本学博士前期課程から進学した者については、大学院博士前期課程の1年次及び2年次に修得した合計単位数のうち、A及びBの単位数が70%以上を占め、かつ、そのA及びBの単位数のうち、Aの単位数が2分の1以上であること。 (2) 1年次後期以降 1年次後期については前期、2年次については1年次、3年次については1年次及び2年次に修得した合計単位数の全てがA及びBで、かつ、そのA及びBの単位数のうち、Aの単位数が2分の1以上であること。

2 修得単位基準

区 分	基 準	
学	1年(後期)	卒業必要単位数の8分の1以上を修得していること。
	2年	卒業必要単位数の4分の1以上を修得していること。
部	3年	卒業必要単位数の2分の1以上を修得していること。
	4年	卒業必要単位数の4分の3以上を修得していること。

前期課程 大学院博士	1 年（後期）	修了必要単位数の4分の1以上を修得していること。
	2 年	修了必要単位数の2分の1以上を修得していること。
後期課程 大学院博士	2 年	修了必要単位数のうち、2単位以上を修得していること。
	3 年	修了必要単位数のうち、4単位を修得していること。